

平成28年度 第2回那珂市行政評価外部評価委員会 要旨

日 時：平成28年7月29日（金）午前9時30分～午後4時30分

場 所：那珂市役所本庁舎503会議室

出席者：外部評価委員：伊藤伸 委員長、新倉聡 副委員長、伊藤陽 委員、

オブザーバー：小川みゆき（構想日本政策スタッフ）

市民課：課長 関 郁夫、課長補佐（総括） 会沢 和代、

課長補佐（戸籍・窓口G長） 飯村 秀樹

財政課：課長 茅根 政雄、課長補佐（総括） 飛田 良則、

課長補佐（財政G長） 会沢 実、係長 生田目 綾子

保険課：課長 先崎 民夫、課長補佐（総括） 高島 浩一、

課長補佐（保険・年金G長） 鈴木 伸一、係長 郡司智弘

税務課：課長 大内 幸志、課長補佐（総括） 関 雄二、

課長補佐（資産G長） 植田 徹也、係長 小泉 友哉

事務局：大森行財政改革推進室室長、平野室長補佐（総括）、金田室長補佐

1 開会

2 委員長あいさつ

今回の取り組みは構想日本としても初めてです。取り組みは、普段外部の視点があたらない業務を、市民を含めて外に見せることで、現在の業務のやり方の良さ、あるいはもう少し効率化が出来たり、市民のためできる事の有無を、今回と次回にわたり議論していくことを目的としている。

今日は何かを判断するのではなく、まずは対象業務の全体像をこの場で共有し、不明なところを対象課へ尋ねます。

新倉委員は横須賀市で税務や財政の業務に長く携わった経験があり、その視点から、伊藤陽委員はシステム系の会社を経営して、行政と全く違う民間の視点から、両方から確認をしていきます。

3 業務点検 質疑回答意見等

(1) 市民課 9:30～

・業務点検シートは、新規のマイナンバーカード業務で手間と人工が増えながら、従来の定例業務の人工数は相対で圧縮されて減に見える。業務全体量が増の現状を何等かで示すべきか検討必要。

職員の努力で、このように安全を確保している、この制度これだけ人が必要で大変だとアピールを。

・住民基本台帳事務は通常、転出は10分位、転入はマイナンバーカードへの裏書とかあり30分以上かかる。

・マイナンバーは住民基本台帳カードのネットワークへの連結処理の二重（マイナンバーの番

号と住基カードの番号)の番号管理がずっと続く。事務の効率化にはならない。次回までにフローチャートへの表示が必要。

- ・土日受けるには平日業務と全部同じ経費がかかる。多分、管理職のどちらかが交代勤務。時間単価を払わなくていい。便利さと、そこにかかる経費の単価が割り切れないことが問題。コンビニ交付は1件当たり123円だが上乗せ出来ない。元々機械化して人を減らせる話だがそうならない。所持率が100%で初めて経費減できる。
- ・採用数が少なく、3年ローテーションで職員が異動後、次の新人職員を教えるのは1番仕事に詳しい非常勤の年輩者。何か仕組みができないか。ジレンマに窓口が陥っている。将来にわたり同じ業務を安定させるのは難しい。次回の検討の課題。
- ・戸籍業務は、届出を受けて証明書を出すまでに4日以内が目途で、通常は入力者と内容チェック者を経て決裁に至るまで2日間。フローに、例えば其々の届事案はどの程度の日数との記載があれば分かりやすい、市民に説明しやすいのではないか。
- ・届出書の受付から修正までで時間がかかり作業量が大いなのは届出書の審査の部分。自庁に本籍が無い場合は、書いてある本籍地の市町村に電話確認で待ち時間がかかる。住民基本台帳ネットワークは戸籍は入っていない。戸籍がどこにあるかは、本人しか知らない。戸籍謄本を持ってくれば。ここに手間がかかるから、何かいい方法で処理できれば次の改善解決になるのか。
- ・順調でない時の対応フローがあれば、届出人確認なども。同じところに住民票がないと直ぐは分からない。
- ・マイナンバーは制度構造的な問題がある、これは那珂市だけの話ではない。
- ・順調に行かない時はこういう苦労と手間がかかる、この場合はダメという判断基準を作っておけば、新しい職員にも、参考となる点検フローチャートがいい。
- ・分解してフローにすると、一つ一つはこんな意味と理由があることを市民の方へ上手く伝えらるとよい。
- ・市民に説明できるものを持つことは必要だ。職員はわかっても市民にはそれは伝わらないから。

(2) 財政課 11:00~

- ・様式1の7人工には予算編成のヒアリング作業に出ている部長もカウントしているが、ほかで見かける事業がないので、何か説明を付けて。
- ・財政グループで、実際に関わっている人工は、財政事務、財務会計システム、基金積立事業、ふるさと寄附金、起債の元金と利子の償還。一番業務量が多いのは予算編成。主に財政の予算編成に関わる人間が、月に何日関わるか1年間を積算して、人件費で割り戻した時の経費で、年収にならすと7人分。集中しない時期は別な業務を行っているということか。
- ・本査定のために、1年間、各部署を指導し、議会調整を含め12カ月のうち10カ月以上ほとんどが予算編成に関係するのではないか。起債申請は年間1.5カ月位、決算統計も6月以降7月当初に提出、交付税も一月。
- ・地方交付税の翌年度の歳入予算の算定基礎も予算編成に含まれる。基本的な歳入予算、市税等の収入と歳出の差分の財源調整をどうするかが財政の仕事。
- ・フローの予算編成は9月から翌3月までの半年間3人がずっと、さらに課長や補佐もおそら

く半分以上は携わる。市長の査定、議会調整も考える必要がある。

- ・全事業数は28年度では522くらい。フローチャートの予算入力①に当たる管理的経費が229、②が293で一般行政費135、政策的経費158。ヒアリングは、全事業が対象。管理経費（経常経費）は総務部長レベル、事務的な経費でも可能なら削っている。
- ・見積書入力①は管理的な経費で前半に入力し、財政課長出席で査定、前半に終わる。②は市の裁量がある事業とかを中心に後半で、総務部長出席で査定する。
- ・財政課と総務部長の査定を経て副市長と市長へ財政課から説明。
- ・フローには、市長の判断を仰ぎ結論と最後の決裁をもらう部分を明らかにして。市民に市長は何予算をどこで決めているのかを。誰指示、どのように、どう判断したか。道筋を立てた形で説明できるものが必要。
- ・市長報告は、主要事業の市長説明資料では約6、70案件。予算査定の②の後半ぐらい。前提として市長意向は実施計画ヒアリングに予め含めて計上。
- ・実施計画の企画課の査定は、大体の事業の選定は済んでいる前提で始まる。実施計画ヒアリングには財政課が同席。それもフローに。
- ・事前に別部署による実施計画による予算の優先や査定があって、それを加味した予算編成方針の説明会を開催し、各部幹部の決裁後要求してくる。それをフローに。
- ・実施計画上の事業は522件。将来の計画事業まで入ってくる。
- ・実施計画をつくる際の事業費関係は、実施計画システムが予算編成にリンク。実施計画システムに入るが、事業見積のときは財務会計システムの予算見積に入り積み上げる。それが実施計画に反映される。予算編成の時にはそのデータが流れる。フローの予算見積入力②の293件はほぼ実施計画事業数。
- ・市長には、実施計画事業に入っている予算は必ず実施計画事業として報告されている。
- ・実施計画は二段階。単に一覧表へ将来の事業費を埋め込むだけの事業は全部書かせていて537事業でほぼ予算の事業数と同じ。このうち一定の基準を設けて事業毎に個票を作成するのが200事業くらい。例えば一般行政費や政策的経費は全部、管理的経費では100万以上の増減があるものなどです。将来の事業費積算は、一覧表の形では全事業をいったんは出してもらう。
- ・事業の最小単位は結果的に予算事業とほとんど同じ。
- ・団体補助は、補助金の審議会を別途開催する。各団体の申請や決算書写しをもらい、予算編成では審議会で認められた額で計上してもらう。→特に記すべき。きちんと審議会を経て答申を受けた金額で判断をして予算編成に反映していると。
- ・財政課は団体補助、運営費補助だけでなく、事業費補助を含めて、どれくらいでているか把握している。
- ・査定の観点は、最小の経費で最大の効果が基本。達成手法、費目が必要なのかを聞く。
- ・契約業務も財政課。参考見積を基に予算を算定し過大かを見ている。執行時は、指名業者による入札落札。予算段階ではどこがとるかは分からない。
- ・自治体によっては財政課の査定はあくまで予算まで、抑え方は所管課と分担している。
- ・民間との違いは、行政は歳出の予算枠を越えた契約は絶対できない。財政課の技は最小限の限度の枠をどこに押さえるかにある。
- ・次年度の要求額を実施計画でつかむなら、実施計画ヒアリングも予算ヒアかも。
- ・予算要求をおさえ、毎年の財調がいくらかはかるのが財政課の財政調整能力。

- ・市町村は要求総額を超える査定はできない。
- ・地方公共団体は、一般経常経費に対する起債措置がなく赤字補てんは絶対できない。歳入金額の総額のなかで歳出抑制となる。差額の穴埋めは貯金である財調を取り崩すしか方法がない。国は赤字国債を発行して経費に財源充当できる仕組みがある。国レベルの構造的な課題がある。
- ・財調の取崩しがないと予算が組めないことを、何か資料を作り市民や議員の方にもアピールしたらどうか。
- ・市債で臨時財政対策債が、本来は交付税で措置されるべきものを市町村が肩がわり借金している。返済は100%国が交付税で措置すると言っているが、現実には市民の借金が毎年これだけ増えているということをきちんと言うべき。
- ・次回までに、大きく三つ整理して補足を。予算を組む上での課題を資料に分かりやすく補足して。先ほどの財調とか。フローの中に市長の判断の話とか、予算編成、他の交付税の事務とか。それと人工の再考をせめて今の人工のところは「時間内での計算です」など何か言葉を入れて。

(3) 保険課 13:30～

<平成30年度からの広域化の件について>

- ・国指導で都道府県移管の話が始まった。国保の単独運営が厳しい小規模自治体を対象として、皆保険の維持のため、経営の健全安定化のために都道府県運営で大規模化しようというのが元々の話。茨城には無いが、全国の1/4が3千人以下の小規模運営で、西日本に多い。
- ・当初は後期高齢の制度をモデルにしていたが、知事会への意見聴取過程を経て、現在のよう
に財源のことに終始していて、市町村の事務は従来通りとなっている。
- ・国保業務全体を市町村と県で共同運営で保険者になるが、県連合で財源手当てを、市町村が
窓口事務でやることは変わらない。
- ・一部事務組合だが、後期高齢のような市町村職員出向での組織は作られない。市町村職員が
減るといふ当初の話は無い。
- ・市町村の負担額は今年度中に県連合で算定方式を決めて示され、各市町村での金の集め方は
任されている。
- ・県連合の会議で納付額を決める算定方式を議論中。最終的には県内首長の意見を聞いて、来
春29年度には議会や市民説明の手続き期間を逆算すると今年度中がリミット。
- ・納付は県によって違う。納付金額はこれまでの徴収実績で決めて一旦納めさせ、別途計算し
て市町村へ補助金等で戻す可能性がある。
- ・財源には後期高齢への支援金も入る。今でも市町村は、国保会計の赤字を一般会計からの法
定外繰入で埋めているところもあるが、今後も変わらない。
- ・賦課徴収、レセプト点検の事務も従来通り、滞納者に対する事務も変わらず市町村に残る。
市町村の今の業務はほとんど変わらない。むしろ増えなければいいが。
- ・国交付金や調整額で小児医療費の助成をした場合の減額措置のペナルティは見直しはあるだ
ろうが、障がい者の部分はそのまま。
- ・様々な保険事業で頑張っている部分への配分、報償分は市町村へ来るが、国からの要求によ
る負担金は県へ入るようになる。今は国と県のそれぞれから高齢者分が市町村へ来ているが、

国からの分は多分県に全部入り、不足は市町村が税で集めた納付金を納める。激変緩和分は連合で基金7千億つくり2年間はそれであって足りなくなれば、県から市町村に交付する2号調整交付金を流用してしのぐ、その間には市町村は税率改正して集めなさいと。

- ・30年4月以降に賄えない分を税率改正して集めるのか、一般財源から繰出し穴埋めするか決めることになる。不足額の市町村への貸付の仕組みはある。茨城県国民健康保険団体連合会の基金だろう。もちろん償還義務がある。
- ・保険料は後期高齢者保険のような同一保険料とするよう、長期的に広域で県内一律を目指す。当分は実現せず暫定でいく。本市では個別より引き上げの可能性はある。今の保険税で足りるかの話は市民に知らせなければならない。
- ・国保の業務のうち、今回の対象は保険証、国保資格証の取得喪失、国保税の賦課。例えば高額療養費の事務は含まない。
- ・人工は、厳密に1年を通して関わるものを算定はできない。専任ではないし、実際には他の業務も受けるので。全18人のうち16人が関わり、半分以上が国保業務で、うち対象業務では7人工位かと。
- ・徴収は選べるが、茨城は「税」が多くて「料」は日立市だけ。根拠は推測だが時効が「税」は5年でより公平に保険料を徴収できる。資産割は今は見えていない。理由は承知していないが、16年度までは4方式で資産割が入っていた。平成17年の合併後3方式となった。当時、固定資産税との二重課税批判の声があった。仮徴収はなく、7月から2月の8期で収める。
- ・4月末日に資格があればかかるが、それ以外はかからない。5月死亡なら4月分の1月分がかかる。均等割り含めて年間分を月割して賦課する。前納報奨は無い。資格の喪失取得がある性質なので元々。一括払いは出来るが。
- ・フローの、未納の短期被保険者証の交付で1,020件は交付枚数で世帯数は530だ。国保税の課税者8,261は7月の本算定の世帯数、人数では15000人程度いる。県内ではどのくらいのレベルにあるかは今資料を持ち合わせていない。
- ・保険税の算定式の所得割の%は、最終的に集める総額の半分を所得割、残りを均等割り世帯割で集める。県内の状況としては真ん中あたり、県内平均より少し低いくらいで。額は9万/人くらい。高いところは10万超もある。30市町村以上が4方式、以外が3方式。田舎は所得が低いから資産割入れないと応能をカバーしきれないから。国保は退職の年金受給者が今は多くて自営は少ないから。いくら率上げても基準所得が無いから上がらない。
- ・国保の保険料は現年で13億、過年度含めて14億くらい。一般会計からの繰り入れは5千万。2年前までは1億だった。それで単年度収支で1億3千万の赤字となった。給付増もあるので一概には言えないが。県内では他には繰入額が億単位の自治体もあるから、一人当たりでみると5千万は低い、健全経営かなと思う。経常では1億3千万の黒字だが、単年度では1億6千万の赤字で昨年度までの分で吐き出している。基金も若干あるが今年も厳しいので底をつきそう。一定ではなくて、その前の経常は3千万位の黒字だったが、昨年からは単年度収支で1億6千万の赤字なのは、医療の高度化で新薬の話などで給付が伸びている。被保険者数が減で給付が増だ。現税率では一般会計の負担が大きくなるので、なんとか税率改

正の早急な検討が必要と認識している。

- ・ 5億2千4百万は広域連合納付金で、集めた保険料と軽減分を納めている。8億は後期高齢者支援金として国保特会から出していて、税では集めきれていない。国保税には医療分と後期支援分と介護納付金分があり、うち介護分は40から64才までにかかり、拠出している。75歳以上になれば国保から後期に移り保険料で納める。あと前期高齢者交付金とかをスルーして入れている。現年で12, 3億しか集まらないから、医療の部分が相当ウエイトが高い。後期だと率が低いので2億程度。8億納めるには集めた税では足りない。税ばかりでなく国からの介護交付金がきているので、相殺しても介護の経理は4千万くらいは赤字。
- ・ 市町村により介護保険の経費は違うが、介護保険分も税で徴収していて、その分は一度県にあって、そこから市町村の介護保険会計に行く。まず医療保険で介護拠出金をいくりにするか決めて、各健康保険者に加入者一人当たりいくらかが決まり、社会保険支払基金に各保険者が払う額が決まり、次に茨城県で介護保険納付金として払う額が決まり、その払う額を各市町村から集め、集めたのは支払基金に行き、基金から各介護保険へ支払われる。介護保険の給付の半分が公費で、残り半分が保険料と支払基金からの負担だ。
- ・ 資格取得と喪失で、窓口で一人当たりかかる時間は通常5分くらい。待たせて処理して窓口に戻るまで。その後の話があればもっと伸びる。来月以降こうなるとか色々質問が有れば。
- ・ どうしてもなら郵送手続きもできる。電話で必要書類など手続きをやり取りして。
- ・ 市では資格喪失は申し出がないとわからない。新保険証で何日から勤めて資格取得になったとか。退職証明も何も持たず窓口に来て会社をやめたので国保という方もたまにいる。資格喪失証明書の発行の話から電話で会社とやりとりする手間が余計にかかる。退職時に会社が必要書類を必ず発行すればスムーズだが、法律的には義務化されていない。事業所の認識が大事。市民向けにも広報で「退職時に証明が必要」とPRしているが。皆保険は空白期間がない。退職日時に遡及し保険料を課す制度だ。本人の口頭の話だけでは資格の手続きはできない。

○次回に向けて。

- ・ 平成30年度からの制度変更で変わることを、書けることは、どこかに特記事項を。最終的に市民に見せる資料なので。ほぼ知られていないから早い段階で伝えるのもいい。
- ・ 前段で国保の賦課ルールで説明が必要になると思う。所得割をみるため税申告後の6月に本算定で仮算定の有無と期別の話も。
- ・ 順調に流れた時のフロー図だ。ここにイレギュラー（必要書類無い場合、保険使わなくても遡及賦課）を入れて。書類が無くても手続き出来ると受け取られる懸念もあるが。

(4) 税務課 15:10~

- ・ 様式1の人数を再考して。全部で17名で、資産税グループ6名とグループ長で7名。様式1のグループ員6名とグループ長で7名。これだけ見ると資産税グループの方全員が個人の家屋と土地にフローに1年間フルで関わっているように見えるから。→実感として、正規6人臨職3人の8割くらいが土地家屋の評価事務に関わっている。申告業務、償却資産を考慮し

ても。

- 担当地区を分担して土地家屋の両方をやる。償却資産は地区担当を調整して市全域を兼務担当する。業務ボリュームは土地家屋が大きい。
- 市街化区域の地区担当はボリューム多。菅谷地区は土地と家屋、各1人の2人。建物評価は1つずつ個別にしている。同種建物をモデルにする比準評価はしていない。1件当たり建物の調査は40分～1時間かかる。平面図面は添付してもらっていて、市側では作成しない。壁材天井材が何かで面積按分で作成。帰ってから評点計算表はシステム上で図面作成する。それで面積突合できて、それに部材をおとすと割合で積み上げされるシステム。朝日航洋のものを使っている。
- 以前と違い評点敷設は自動、そのタイミングで新築分だけ変わっていく。評価替えの時はその年に点数入れ替えて更新でない。システムが評点項目自体を変えて同時にやる。
- 総評価見込みでやっている。物価上昇率ではなくて、評価調書自身の翌年度版が出てくるタイミングで点数を全部入れ替えて？単位でもう一回やっている。
- フローの一番最初に、次の価格を作るためにこうしていると、はっきり示して。価格はどうやって出る、何に基づいて行われているかを。例えば、価格は国が東京都の市場調査から作り、全国の価格水準で係数かけて調整して、それぞれ使っていることとか。評価自体が翌年度課税だから、損耗原価率は0.8と減価償却20%落ちて評価額は作っている、かつそれに1.05をかけて実際の評価額にしていること、3年後の評価替えでは、その部材でもう一度新しい価格になったものでもう一回計算し直して、その建物が例えば5年たったから、今度の減価償却率は0.7だよとか、それと比べていると。窓口で説明しているなら、なおさら。
- 同様に土地で、どこの標準点で、実売買価格や相続税路線価がいくらでみて、国の相続税より安くはじまり、そこを基本として、そこから下がる形で路線価が設定されている。それが分からないと、自分のはなぜ高いのかの話になる。
- 市民へ公開前提でやるなら、「基準と法律に基づいて算出することになっているから、こういう手順を踏む」から示さないと。市の常識は市民にとっては非常識かもしれないから。
- 担当者の裁量部分は昔から比べると今はほぼ無い。建築資料から部材データを移すと金額が算出できる。判断が困るのは、基準価格が示されていない物の時、新素材または希少なもの。販売買価格は参考に面積から出す。「相当」として。
- 裁量とは別のところ、経験値は建物構造が分からない職員に構造の名称を教えるところから。平均経験値は3年弱で1人前になるころに異動もある。新人教育に人手をとられる。固定は多少考慮されローテーションに5年の者もいる。
- 一定規模の大きさの非木造は県評価で、それ以外は市の評価が県に。
- 評価の広域化はこのあたりは無い。県税事務所単位で研修をして評価の差が出ないようにする。
- 件数23,500は納税通知書数、家屋698は27年度新築と増改築と滅失の数。下は実際に賦課されている棟数。内訳表示できるなら分かりやすい。
- 土地の167000の下のところに「非課税用地含む」を入れて。道路等関係は台帳には登録してから非課税にしている。
- 家屋の32,400は全部。個人償却資産は入っていない。商業店舗は入っていない。
- 航空写真を撮った年に家屋図と重ねて、異動のあるものは現地確認して判定する。2回/3

年の内の撮影はいろいろで毎年のところもある。本来は毎年1月1日に課税客体確認が必要だ、評価替えとは無関係に。ただ500万/回かかる。今は茨城県で共同撮影してくれる。昔は1200万。

- ・撮影後にアンマッチは確認に行く。評価替えのタイミング外でも。評価替えの年には事務量が違う。
- ・三坪以上は建築確認をとる必要がある。増改築で建築確認が出ると資産税に写しがくる。それを基に確認する。
- ・漏れは滅失が多いが、家屋が無くなることは土地評価に影響が大きくもめごとにつながる。出来るだけ航空写真を撮りたい理由だ。
- ・市民側が裁量余地が少ないことを知ることはだいぶ意味があると思う。
- ・実際に使われている部材で計算と説明している。1千万で購入しても700万の評価の理由。
- ・標準宅地は300ポイント、実際に使っているのは298。評価替えの年に不動産鑑定士協会に依頼する。協会では決まった方3名が決まっているポイントに自分で行って調査する。平均ではなく1ポイント1名で。平均ではない。
- ・説明資料に評価額の計算の仕方をどこかに入れてほしい。鑑定士の存在を入れて。職員が決めているわけではないことを。
- ・市長が固定資産評価委員になっている。決定者と審査会委員の委員は議会同意の案件。
- ・関わる組織と人間が分かるようにフローに示してほしい。誰が決めているのかを。

●全4事業の点検を終えて意見

- ・出来る限り次回までに資料の修正を。
- ・部評価委員の中で何らかの意見を伝えるシートが必要。記述式のもので。
- ・資料の作りの良し悪しではない。今日の話で踏まえたうえで次回はいくつか論点を設け、この論点についてはどうかの話の進め方になる。おかしい話ではなくて、制度上の問題であったりとか、上からの話で戸惑っているとか、こちらで評価シートに書けるようにしたい。
- ・感想として、圧倒的によく知っている。日々揉まれているからか。法定事務だから法律を読んで理解されているか。
- ・専門性が高くなるほど異動が限定される傾向ある。ローテーションしにくい面も。問題意識は現場の方が高いと関わる。実際にやっているから制度の問題にも気が付く。

5 その他・閉会

- ・第3回委員会は10月7日（金）本庁5階で開催する。

以上